

香芝市告示第216号

香芝市住民票の職権消除等の事務取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和7年1月12日

香芝市長 三橋和史

香芝市住民票の職権消除等の事務取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第12条の規定に基づき、香芝市に住民票を有する者について、実態調査による住民票の消除又は修正（以下「消除等」という。）を職権で行うことについて、法及び令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実態調査の実施)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第34条第2項の規定による調査（以下「実態調査」という。）を行うものとする。

- (1) 住民票の記載事項に疑義が生じた場合
- (2) 住民基本台帳に関する事務を所掌する課以外の課室（行政委員会を含む。以下「他課」という。）から通知又は通報を受けた場合
- (3) 本人と同一の世帯に属する者、親族、同居人又は家主等（以下「世帯員等」という。）から申出書（第1号様式）により申出があった場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

(実態調査の方法)

第3条 実態調査は、次に掲げる事項について調査を行った後、住民票に記載された住所を実地確認するほか、本人及び世帯員等に対して質問し、又は文書等を提出させることにより行うものとする。

- (1) 戸籍謄本及び戸籍の附票の有無
- (2) 印鑑登録の有無
- (3) 国民健康保険の加入、保険料の納付及びレセプトの使用の状況
- (4) 国民年金の加入及び保険料の納付の状況
- (5) 市県民税及び固定資産税の賦課及び納付の状況
- (6) 選挙投票所入場整理券の返送の状況
- (7) 生活保護の受給の状況
- (8) 上下水道の使用の状況
- (9) その他実態調査の参考となる事項

2 市長は、居所実態調査票（第2号様式）により実態調査を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、他課の調査により住民票に記載された住所に居住していないことが明らかな場合は、当該調査をもって実態調査の全部又は一部に代えることができる。

(調査員)

第4条 実態調査に従事する職員（以下「調査員」という。）は、住民基本台帳に関する事務に従事する職員をもってこれに充てる。

2 実地確認は、複数の調査員で行わなければならない。

3 調査員は、実態調査の実施に当たっては、法第34条第4項の規定により、身分証明書（第3号様式）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(届出の指導及び催告)

第5条 市長は、実態調査の結果、住民票に記載された住所に居住していないと認める場合は、住民票の異動の手続について（通知）（第4号様式）により本人に通知し、指導するものとする。

2 前項の通知を発送した後、14日以内に届出が行われない場合においては、期限を付して住民票の異動の手続について（催告）（第5号様式）により届出の催告を行うものとする。

(住民票の職権消除等)

第6条 市長は、実態調査の結果、居住地が判明しない者又は前条第2項の催告を行っても期限内に届出がない者については、令第12条第1項の規定により、職権で住民票の消除等を行うものとする。

(職権消除等の通知及び公示)

第7条 市長は、前条の規定により職権で住民票の消除等を行ったときは、令第12条第4項の規定により、その旨を住民票職権消除等通知書（第6号様式）により本人に通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき本人の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示するものとする。

(他課への通知)

第8条 市長は、第6条の規定により職権で住民票の消除等を行ったときは、その旨を当該消除等に關係する他課に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

申出書

年　月　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電話番号

次の者は、住民票に記載された住所に居住の事実がないと思われるため、
住民基本台帳法第34条第2項の規定により、申し出ます。

調査対象者

1 住　　所

2 氏　　名

3 生　年　月　日

4 申出人との関係

5 申　出　理　由

第2号様式（第3条関係）

居所実態調査票

調査対象者	住 所			世帯主氏名		
	氏 名			生 年 月 日	年 月 日	
	本 籍 地			筆 頭 者		
世帯の情報	氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	備 考	
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
家屋の状態	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 寮 <input type="checkbox"/> 団地 <input type="checkbox"/> 間借り <input type="checkbox"/> 家屋等が存在しない（周辺の状況） <input type="checkbox"/> 別人が居住している（居住者の氏名 (居住開始年月日) 年 月 日) <input type="checkbox"/> 空屋 <input type="checkbox"/> その他（ ）)					
	聞 取 り 日 時	年 月 日 時 分				
	相 手 方 氏 名					
	調 査 対 象 者 と の 関 係					
	調 査 内 容					
聞 取 り 調査の状況	聞 取 り 日 時	年 月 日 時 分				
	相 手 方 氏 名					
	調 査 対 象 者 と の 関 係					
	調 査 内 容					
調 査 報 告 及 び 調 査 員	<input type="checkbox"/> 調査完了 <input type="checkbox"/> 要再調査（理由 ）					
	年 月 日		調査員氏名			
						調査員氏名

第3号様式（第4条関係）

(表)

身 分 証 明 書 (住民票記載事項調査員)		第 号
写真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
年 月 日 生		
上記の者は、住民基本台帳法第34条の規定により調査に従事する職員であることを証する。		
交付年月日 有効期限	年 月 日	
香芝市長		印

(裏)

住民基本台帳法（抜粋）
(調査)
第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。
2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。
3 市町村長は、前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に對し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
備考
1 この証明書は、いかなる理由があっても他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を返還しなければならない。

第4号様式（第5条関係）

第
年
月
日
号

様

香芝市長

印

住民票の異動の手続について（通知）

香芝市では、住民基本台帳法に基づき、住民票の記載事項の正確性を確保するため、居住の事実について実態調査を実施しています。

現在、あなたは次の住所に住民登録されていますが、実態調査を実施したところ、居住していないことが分かりました。

つきましては、速やかに住民票の異動の手続をしていただくよう通知します。

なお、このまま放置されると、職権において住民票を消除等する場合があります。

住民票の異動の手続について、不明なことがあるときは、香芝市 課まで問い合わせてください。

住民登録されている住所

第5号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長

印

住民票の異動の手続について（催告）

住民票は、あらゆる行政施策の基盤となるものであり、住民登録と居住実態が一致していることが必要とされます。

さて、 年 月 日付け 第 号で通知しましたが、まだ住民票の異動の手續がされていませんので、速やかに住民票の異動の手續をされるよう催告します。

なお、 年 月 日までに住民票の異動の手續がない場合は、住民基本台帳法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条の規定により、職権において住民票を消除等します。

住民票の異動の手續について、不明なことがあるときは、香芝市 課まで問い合わせてください。

第6号様式（第7条関係）

第
年
月
日
号

様

香芝市長

印

住民票職権消除等通知書

住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査を行った結果、あなたは次の住所に居住していない事実を確認したため、住民基本台帳法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条の規定により、あなたの住民票について、次のとおり職権で（消除　修正）しましたので、同条第4項の規定により通知します。

1 住 所

2 氏 名

3 生年月日 年 月 日

4 （ 消除　修正 ）の年月日 年 月 日

5 （ 消除　修正 ）の内容

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。